6　茨城運輸支局、埼玉運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、神奈川運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局及び福岡運輸支局にあっては、次条第二項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる事務（貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものに限る。）は首席運輸企画専門官がこれを統括する。

7・8　（略）

（陸運技術専門官）

第百二十六条　運輸支局に、陸運技術専門官を置く。

2・3　（略）

4　首席陸運技術専門官は、陸運技術専門官の所掌に属する事務（茨城運輸支局、埼玉運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、神奈川運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局及び福岡運輸支局にあっては、貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものを除く。）を統括する。

（外国船舶監督官）

第百二十八条　旭川運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、秋田運輸支局、福島運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、富山運輸支局、静岡運輸支局、三重運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、鳥取運輸支局、島根運輸支局、岡山運輸支局、山口運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局及び鹿児島運輸支局に外国船舶監督官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　（略）

（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）

第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
東京運輸支局	首席運輸企画専門官	九人
	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	三人
	次席海事技術専門官	一人
（略）	（略）	（略）
釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	七人
千葉運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
三重運輸支局	首席海事技術専門官	一人
山口運輸支局		
熊本運輸支局		
大分運輸支局		
（略）	（略）	（略）
青森運輸支局	首席運輸企画専門官	六人
	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	一人

6　東京運輸支局、神奈川運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局及び福岡運輸支局にあっては、次条第二項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる事務（貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものに限る。）は首席運輸企画専門官がこれを統括する。

7・8　（略）

（陸運技術専門官）

第百二十六条　運輸支局に、陸運技術専門官を置く。

2・3　（略）

4　首席陸運技術専門官は、陸運技術専門官の所掌に属する事務（東京運輸支局、神奈川運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局及び福岡運輸支局にあっては、貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものを除く。）を統括する。

（外国船舶監督官）

第百二十八条　旭川運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、秋田運輸支局、福島運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、富山運輸支局、静岡運輸支局、三重運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、鳥取運輸支局、島根運輸支局、岡山運輸支局、山口運輸支局、徳島運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局及び鹿児島運輸支局に外国船舶監督官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　（略）

（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）

第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
東京運輸支局	首席運輸企画専門官	八人
	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	三人
	次席海事技術専門官	一人
（略）	（略）	（略）
釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	七人
三重運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
山口運輸支局	首席海事技術専門官	一人
熊本運輸支局		
大分運輸支局		
（略）	（略）	（略）
青森運輸支局	首席運輸企画専門官	六人
千葉運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	一人